

令和6年度 第1回

江別市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時:令和6年5月10日(金)14時00分～15時43分

場 所:江別市役所 2階公室

出席委員:7名

藤本直樹(委員長)、星優子(副委員長)、石垣巧、小内純子、工藤多希子、
成田騎信、本間燦爾

欠席委員:1名

中井和夫

事務局:5名

近藤生活環境部長、千葉生活環境部次長、
中住市民生活課市民協働担当参事、工藤市民生活課同市民協働担当主査、
佐藤市民生活課市民協働担当同主事

傍聴者:1名

- 次 第:
- 1 委嘱状交付
 - 2 市長挨拶
 - 3 委員の紹介
 - 4 委員長、副委員長 互選
 - 5 開会
 - 6 議事
 - (1)委員会設置の趣旨と今後の進め方
 - (2)自治基本条例アンケート(案)
 - (3)提言書を踏まえた市の取組
 - 7 その他
 - 8 閉会

開 会 前	互選により委員長は藤本委員、副委員長は星委員が選出される。
藤本委員長	<p>令和6年度第1回江別市自治基本条例検討委員会を開会します。</p> <p>本日の傍聴者はありません。</p> <p>次第に従って進行します。</p> <p>「次第」「6 議事」「(1)委員会設置の趣旨と今後の進め方」について、事務局から説明願います。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>はじめに、自治基本条例の概要を紹介します。</p> <p>「参考資料1」は、江別市自治基本条例の条文と解説を記載したものです。</p> <p>「目次」をご覧ください。自治基本条例は前文と11章、全29条で構成されています。</p> <p>2ページ「前文」では、条例が市民自治の基本理念と基本原則を掲げた、江別市の最高規範であることを謳っています。</p> <p>4ページ「第1章 総則」では目的や定義を、5ページの第3条では市民自治の基本理念を、第4条では市民自治の基本原則を、6ページの第5条では条例の位置付けを、それぞれ定めています。</p> <p>7ページ「第2章」では市民の権利、市民の責務を、9ページ「第3章」では議会の役割と責務などを、11ページ「第4章」では市長の役割と責務などを、それぞれ定めています。</p> <p>12ページ第5章では行政運営について、17ページ第6章では情報共有について定めています。</p> <p>19ページ「第7章」では市民参加・協働の推進として、第24条では市民参加、第25条では市民協働について定めております。</p> <p>22ページ「第8章」では住民投票、23ページ「第9章」では他の自治体等との連携等について定めています。</p> <p>24ページ「第10章」ではまちづくりに関する施策等の評価について、25ページ「第11章」では第29条において、4年を超えない期間ごとに条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うこととしております。</p> <p>当委員会は、この29条の規定に基づき、条例の検討を行う附属機関という位置付けです。</p> <p>25ページ下段の附則のとおり、自治基本条例の施行日は平成21年7月1日で、本年で15年目を迎えます。</p> <p>続く26ページ下段のとおり、29条に基づく検討委員会は、これまで3回(平成24年度、平成28年度、令和2年度)行われており、今回(令和6年度)は、4回目の検討委員会設置となります。</p> <p>次に当委員会の設置の趣旨と今後の進め方についてご説明いたします。</p> <p>「資料1」をご覧ください。</p> <p>「1 設置」ですが、ただいまの説明のとおり、当委員会は、自治基本条例第29条に基づ</p>

	<p>き、条例の達成状況等を検討するために設置されるものです。</p> <p>「2 所掌事項」は、条例の規定に基づく運用状況について評価・検討を行い、市長に提言することです。</p> <p>「3 検討内容」は、①条例に基づく運用の評価と、②条例改正の必要性です。</p> <p>検討にあたっては、アンケートや4年前の検討委員会からの提言を受けて市が行った取組などを基に、①、②について議論いただくことを考えています。</p> <p>「4 時期」は、本日から提言書を提出いただく日(令和7年3月)までを想定しています。</p> <p>「5 構成」は、「資料2」に記載のとおり、学識経験者、地域市民団体、市民公募の8名となっています。</p> <p>次に、「資料1」の裏面は、今後のスケジュール案です。</p> <p>過去(平成28年度及び令和2年度に設置した検討委員会)の例を基に作成したもので、概ね1か月から1か月半に1回のペースで会議を開催し、令和7年3月に提言書を提出するイメージです。</p> <p>なお、前回(令和2年度)の検討委員会では、提言書を提出いただいた後、提言書と提言に対する市の考え方を公表し、意見公募(パブリックコメント)を実施しています。</p>
藤本委員長	<p>事務局から説明がありましたが、江別市自治基本条例検討委員会の役目を、私なりの理解でまとめますと、1つ目は、この自治基本条例に基づく市の取組がしっかりと行われているかどうかということの確認。</p> <p>2つ目は、今後どのように市民自治や市民協働を進めていくのがよいかということの検討。</p> <p>3つ目に、条例の改正等が必要であれば、その旨市長に提言を行う。</p> <p>この3つの柱を意識しながら、1か月から1か月半に1度の委員会を設けるものと理解しています。</p> <p>前回(令和2年度)の検討委員会は、私も参加していました。最終的に条例の見直しについても検討するため、ボリュームは少し多いですが、回数を分けながら「江別市自治基本条例」のすべての条文等について触れていきたいと思っています。</p> <p>そのような進め方でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤本委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他、事務局から説明のあった「資料1」、「資料2」、「参考資料1」、特に「資料1」の今後の進め方について、不明な点や意見、要望等ありますか。</p> <p>(なし)</p>
藤本委員長	<p>次に「次第」「6 議事」「(2)自治基本条例アンケート(案)」について、事務局より説明願います。</p>

事務局
(工藤主査)

「資料3」をご覧ください。自治基本条例アンケートの概要です。

「1 調査目的」は、当委員会における自治基本条例の検討に向けた資料として、市民自治に関する市民意識や意見などを把握するためにアンケートを行うものです。あわせて、アンケートの結果は、今後のまちづくりの参考とすることも想定して実施しようとするものです。

「2 提言を踏まえた助言」ですが、4年前(令和2年度)の検討委員会において、“アンケートの内容は、事前に市民活動団体から意見を聞いたり、検討委員会に中身を諮るべき”との提言をいただいたことから、本日の検討委員会の中でアンケートの内容を確認いただきたいと思います。

なお、アンケートの設問内容は、事前に市民活動団体の方にも意見をいただいた上で作成しています。

「3 調査概要」ですが、対象は、無作為抽出した18歳以上の市民とし、設問は全31問で自治基本条例の構成に合わせて、市民参加、市民協働、情報共有等の主に5つの区分で構成。調査方法は、郵送による配布回収の他、オンラインでの回答も可能としています。期間は、5月下旬から発送して6月下旬まで回答期間を設けます。

なお、アンケートの結果は、8月開催予定の第3回目の会議で報告したいと考えています。

「4 主な変更点及び留意点」ですが、アンケート案の内容は、4年前(令和2年度)の検討委員会における検討との比較がしやすいように、4年前にも実施したアンケートを基本とし、設問や選択肢はわかりやすく答えやすいように修正しました。さらに、字体は読みやすいように、UDフォントなどを使用しています。

次に「資料4」のアンケート(案)をご覧ください。

赤字部は、4年前から見直しを行った箇所です。見直しの趣旨は、わかりやすく答えやすい記載に修正しようとするものです。

また、網掛けのある設問は、今回から新たに設けた設問です。

1ページから順に説明いたします。

1ページの間1・間2は、性別、年代を問うもの。

間3は、条例の認知度を、間5と2ページ目の間6は、市が発行したパンフレット等について尋ねる設問。

赤字の修正箇所は、設問にあるパンフレット、リーフレットが何を指しているかわかりやすいように、タイトルを付記したもの。

2ページ目中段以降の間7から間9は、市民参加条例の認知度、市民参加の手段について尋ねる設問。

3ページの間10は市民参加の有効な方法を、間11は意見公募(パブリックコメント)などの市民参加の手法の周知度を尋ねる設問。

間12は今回新たに設けた設問で、市民参加の情報を何で知ったかを尋ねる設問。

間13は市民参加の機会の充実度を尋ねる設問。

4ページの間14は、附属機関や意見公募(パブリックコメント)について、より多くの参加者を増やすための方法を尋ねる設問。

	<p>問15は条例第24条「市民参加の推進」の条文についての自由記載欄。 5ページの間16・問17は協働について尋ねる設問。 問18は、自治会活動などのまちづくり活動に参加した経験を尋ねる設問で、赤字の修正箇所は、1)自治会、2)市民活動、3)ボランティアの選択肢を、個別に尋ねる形から、確認しやすいように表に改めたものです。 問19は、まちづくり活動に参加するために必要なこと、6ページの間20は、まちづくり活動が行われている施設の認知度の設問です。 問20の赤字部は、選択肢を表に改めたものです。 問21及び問22は、今回新たに設けた設問で、4年前の検討委員会の提言を受けて「広報えべつ」に毎月掲載している、協働のまちづくり活動の紹介について尋ねる設問です。 問23は、条例第25条「市民協働の推進」の条文についての自由記載欄。 7ページ、問24から問26は、広報誌など江別市からの情報発信をどのように入手しているかなどを尋ねる設問で、このうち問26の赤字部は、選択肢(1)広報誌と(2)ホームページを分けるように改めたものです。 問27は、防災意識や災害弱者への支援に必要な取組についての設問。 8ページ、問28から問30は、情報公開、個人情報保護制度の設問で、このうち、問29と問30は、新たに設けた設問です。 問31は、市民自治、市民参加、協働、自治基本条例など、まちづくりに関する取組についての自由記載です。 アンケートには、「参考資料2 自治基本条例パンフレット」、「参考資料3 自治基本条例リーフレット」を同封して発送する予定です。 冒頭の説明のとおり、このアンケートは、当委員会での検討に用いることを想定していることから、この場で意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
藤本委員長	<p>事務局であらかじめ市民活動団体等に意見をお聞きした上で、アンケート調査票の見直しを図っています。 6項目ほど、新規の設問が追加されており、これらは読めば内容が理解できると思いますが、前回(R2年度)のアンケートから削除された項目などがあれば、どういう項目を削除したのか、その理由を含めて回答願います。</p>
事務局 (中住参事)	<p>前回(R2年度)のアンケートにあった、住民投票制度に関する設問は削除しました。 この設問を削った理由は、住民投票制度は、自治基本条例に規定されているものの、自治基本条例に基づいて実施したことがないことから、今回のアンケートに盛り込む必要性が乏しいと考えたためです。</p>
藤本委員長	<p>今まで実施したことがない制度について、市民に尋ねてもなかなか具体的に答えることは難しいだろうという判断で削ったとのことです。 委員の皆様にご意見を伺いたしたいと思います。本間委員、アンケートを見て気が</p>

	<p>ついたことがあればお話しください。</p>
本間委員	<p>前回(令和2年度)のアンケートも無作為抽出で、対象人数は1,500人としたのですか。</p>
事務局 (中住参事)	<p>「参考資料4」の後半に、前回(令和2年度)の検討委員会で使用した資料として、アンケート結果が記載されておりますが、前回(令和2年度)のアンケート発送数は、2,500通です。</p>
本間委員	<p>「参考資料4」では、前回(令和2年度)の回答率は、35.6パーセントとなっておりますが、問題ないという見解ですか。</p>
事務局 (中住参事)	<p>統計上の有効性で言いますと、市では総合計画の進捗状況を図るために市民アンケートを実施しており、2種類のアンケート調査がありますが、各々1,500人に送付しています。自治基本条例アンケートも、これに合わせて1,500人を対象としたものです。</p> <p>また、前回(令和2年度)の回収率が35.6パーセントとあり、これが妥当かについては、統計上、アンケート調査においては許容誤差とか信頼度というもので判断するようで、1,500人に送って30パーセント程度の回答率だったとしても、統計上は十分意味のある数字になると確認しています。今回(R6年度)のアンケートでも回答率は同程度を見込んでおり、問題ないと考えています。</p>
藤本委員長	<p>私からも補足しますと、今、事務局から説明のあった誤差率や信頼区間などを設定して統計的にサンプルサイズと言われる必要な回収数を求めることができます。江別市民約12万人で考えますと大雑把な計算になりますが、三百数十人程度から回答を回収できれば市民全体に拡大可能な水準となるので、1,500人×30パーセントくらい回収できるならば、過去2回を下回ったとしても、必要にして十分なサンプル数と判断します。</p> <p>小内委員、お気付きの点や助言、質問等ありますか。</p>
小内委員	<p>問19は、「まちづくり活動に参加するにあたって何が必要だと思いますか。」との設問ですが、特に女性の場合は、子どもの世話を含めて、家族の協力とか理解が大きいと思います。問19の選択肢に、「家族の協力・理解」があってもいいのかなと思いました。</p> <p>それと問14の(2)意見公募(パブリックコメント)ですが、選択肢に「1.必要性を伝える」とありますが、それ以前にこの期間に意見公募(パブリックコメント)をやっているという情報が伝わっていないのではないかと感じます。設問にもそのような選択肢がないと思います。</p> <p>実施していることの広報が足りないとか、その周知手段を工夫するというのが選択肢としてあってもいいと思います。</p>

藤本委員長	<p>問19に関しては、家族の協力といったニュアンスの選択肢があってもいいかもしれませんが、問14の(2)については、意見公募(パブリックコメント)の必要性を伝えるということのニーズとか重要度も把握した一方で、意見公募(パブリックコメント)が実施されているということをしかりと伝えるということも、選択肢になり得ると思います。</p> <p>この点に関し、事務局はどのように考えますか。</p>
事務局 (中住参事)	<p>問19に関しては、選択肢の追加を検討したいと考えます。</p> <p>問14の(2)については意見公募(パブリックコメント)について、そもそも実施していることがわからないという話かと思いますが、問11は、「附属機関等の公募委員や意見公募(パブリックコメント)の募集、市民説明会の開催など、市民参加を求める際には、広く市民に周知されていると思いますか。」という設問としています。小内委員のご指摘には、問11で包括する、もしくは言い回しを変えるという方法もあるかと考えます。</p>
藤本委員長	<p>問14については、問11の中でカバーするということも考えられます。</p> <p>小内委員、いかがでしょうか。</p>
小内委員	<p>問14の(2)の選択肢2の「簡単に意見を出せるようにする」中、「簡単に」というのもどういう意味なのかということも含めて、問11と関わりがあると思いますので、事務局で調整してもらえればと思います。</p>
藤本委員長	<p>それでは、私と事務局で調整したいと思います。</p> <p>次に石垣委員、お気づきの点やご質問等ありますか。</p>
石垣委員	<p>順番に設問を見ていくと、問1、問2はいいと思いますが、江別市自治基本条例に関する設問が問3から問6まであり、問7から、「江別市市民参加条例を知っていますか。」という設問になっています。</p> <p>表題から自治基本条例に関するアンケートだと思っていたら、突然問7から「江別市市民参加条例を知っていますか。」と別のことを聞かれていると感じるのではないのでしょうか。</p> <p>資料4の2ページの中段の青枠にあるとおり、自治基本条例第24条5項で、市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定めるとありますので、これに基づいて定めたのが市民参加条例だと思いますが、例えば、問7の冒頭に「江別市市民参加条例について」などの補足がなければ、どこからどこまでが、自治基本条例について聞いているのか、どこから市民参加条例についてなのかという境目がわかりにくく理解しにくいと思いました。</p>
藤本委員長	<p>問7から設問の対象が変わるので、例えば問7の冒頭に“上記第24条5項で示す”などの補足などを入れてはどうかということですが、今のご意見に対して、事務局からコメントありますか。</p>

<p>事務局 (中住参事) 藤本委員長</p>	<p>わかりやすい表現となるよう、修正したいと思います。</p> <p>次に、工藤委員から何かご意見等ありますか。</p>
<p>工藤委員</p>	<p>確認ですが、このアンケートは一部が赤字のまま送付されるわけではなく、全部黒字に直されて送付されるということでしょうか。</p>
<p>事務局 (中住参事) 工藤委員</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>「資料4」1ページ上段の枠内の文章について、一部変更したり、何か補足することは難しいでしょうか。</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>スペースには限りがありますが可能です。この枠内の表現や、言葉を変えたらいいという提案でしょうか。</p>
<p>工藤委員</p>	<p>冒頭の枠内の文章の中に、市民自治の説明として「よりよいまちづくりや地域の課題解決に向け、市民一人ひとりが考え、行動することであり」という文言がありますが、市民アンケートとして少し言い方が厳しいと感じました。</p> <p>例えば、文章中に「やさしいまちづくり」等のニュアンスの言葉を入れたら、高齢者も、障がいをお持ちの方など多様な市民と共にまちづくりをしていくという江別市の思いが伝わるのではないのでしょうか。</p> <p>また、アンケートの設問数は、全部で31問ということで、実際に私もアンケート提出したことがあります。少し多いと感じました。</p> <p>設問が多すぎると、答える方は見ただけでも負担感があると思うので、重要なポイントを絞り、まとめるなどして設問を減らしてはどうかと思いました。</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>ご指摘が2つあったと思います。1つ目は、このアンケートの依頼に係る冒頭枠内の文章に、「やさしいまちづくり」等そういうニュアンスの言葉を入れられないだろうかという要望でした。</p> <p>おそらく、このアンケートの冒頭の部分に固い文章表現があり、とっつきにくい面があるかと思います。「やさしい」というニュアンスは、今後の市民自治、市民参加、市民協働において、例えば、ユニバーサルですとか、インクルーシブ、ダイバーシティに繋がっていくと思います。そのニュアンスを入れるとしたらどのあたりがいいのでしょうか。</p>
<p>工藤委員</p>	<p>まずは、上から3行目の後段の「市民一人ひとりが考え、行動することであり」というところを、「行動することです。」と言い切ってはでしょうか。</p> <p>その上で、「まちづくりとは暮らしやすく、魅力あるまちにするために」という言葉の近くに、「やさしい」というニュアンスの言葉を入れてもらったらいいと思います。</p> <p>市民の皆様に興味を持ってもらえる、誰もが安心して気軽に暮らせるまちを目指し</p>

<p>藤本委員長</p>	<p>ていることにアンケートを通じて伝わってほしいと思いました。</p> <p>冒頭の枠中、上から4行目の、「行動することであり、」という表現が少しきつく感じるので、例えば、「行動することです。」と一旦、言い切るのと、「まちづくりとは暮らしやすく、魅力あるまちにするために、」というところに「やさしいまちづくり」といったニュアンスを加えるというご意見と思います。</p> <p>この意見について、事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局 (中住参事)</p>	<p>冒頭の記載は、自治基本条例の条文と解説から引用したものです。「参考資料1」の4ページをご覧ください。</p> <p>4ページ上段に、第1条の解説として「市民自治等とは、より良いまちづくりや地域の課題解決に向け、市民一人ひとりが考え行動すること」と記載しており、これをアンケートの冒頭部分に引用しています。</p> <p>また、同じく「参考資料1」5ページの「第2条(4)まちづくり」に関し、「公共的な活動」の解説が記載されています。アンケート冒頭部分では「公共的な活動」という文言を、行政や自治会、活動団体と例をあげて、噛み砕いた表現としていますが、基本的にはこの解説から引用したものです。</p> <p>「まちづくり」という言葉について、このような条例の定義によらず、独自の言葉で表した方がいいのか、それとも、条例解説に基づいた言葉を使うのが良いかということも、議論いただきたいと思います。</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>「参考資料1 江別市自治基本条例条文と解説」の文言から、こういう表現になっているということの説明でした。</p> <p>こうした文言にこだわらず、このアンケートの冒頭の部分についてももう少し優しく書き換えるか、それとも今後、「参考資料1」の条文と解説についてもどう変えていくかという話も、当委員会の議論のテーマになります。</p> <p>もし、工藤委員の考えと大きく違わないのであれば、「条文と解説」の中身も含めて今後、議論するときに意見をいただいて、「条文と解説」にうまく反映させれば、その後は、アンケート等の表現にも自動的に連動していくことになると思います。</p> <p>今、アンケートの中身として、この枠内の言葉を変えた方がいいのか、今後、論議していく中で、大元となっている条文と解説を後日、しっかりと検討して変えていく方がいいのか、どちらに近いでしょう。</p>
<p>工藤委員</p>	<p>後者でも構いませんが、アンケート冒頭の説明文は、最初に目にするものですので、ここが一番大事なのかなと思っています。</p> <p>ただ、説明文が、今のままでは駄目ということではありませんので、今後の検討の課題としてもらえるのであればいいと思います。</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>趣旨は十分承知しました。</p> <p>この場で一字一句をどう変えたらいいかということは議論しにくいので、私と事務局</p>

	<p>で意見を出し合って、調整させてもらいます。その結果につきましては、発送後になってしまうかもしれませんが、次回(第2回委員会)にお伝えすることでよろしいでしょうか。</p>
工藤委員	<p>そのようにお願いします。</p>
藤本委員長	<p>成田委員は、前回(令和2年度)の委員会にも参加されていますが、アンケートについて、どのように感じましたか。</p>
成田委員	<p>(令和2年度に比べて)全体的には良くなったなと思いますが、よりわかりやすくするためにどうしたらいいのかという視点で見ました。</p> <p>5ページ目の問16の冒頭に「4ページの説明にあるように」という記載がありますが、何を指すのか分かりにくいと思います。</p> <p>多分「4ページの説明」は、同ページ下段にある枠内のことと思われるので、ここを「4ページの下段に説明があるように、」と変えた方がいいと思います。</p> <p>同様に、2ページの最終行に「市政に参加する方法の説明がありますので参考に」とあり、これを受けた説明欄は、3ページ上段の枠内に記載されていて関連が分かりにくいので、できれば、2ページの最終行を3ページの上を持って行って、タイトルをつけた方がわかりやすいと思います。</p>
藤本委員長	<p>今の指摘は2つあって、1つ目は、5ページの間16中「4ページの」という表記は、4ページ全体を指すのか4ページのどこなのがわかりにくいので、例えば、「4ページの枠内で市民協働について説明しているように」というような補足の言葉があればいいのではないかと思います。</p> <p>2つ目は、2ページから3ページにかけて、レイアウト等で工夫ができるのであればタイトルをつけるか、ページ替えをしてつながりがしっかりとわかるように、工夫した方がよいという意見と思います。</p> <p>この点について、事務局の考えはありますか。</p>
事務局 (中住参事)	<p>わかりやすい表記に努めたいと思います。</p>
藤本委員長	<p>星副委員長から何かありますか。</p>
星副委員長	<p>確認ですが、4年前(令和2年度)のアンケートを行ったときは、今回(令和6年度)のアンケートに同封するパンフレットやリーフレットのように、同封したものはありましたか。</p>
事務局 (中住参事)	<p>今回のアンケートに同封するパンフレットやリーフレットは、新しく作成したものです。</p>
星副委員長	<p>今回同封するパンフレットの作成に関わりましたが、このパンフレットが入ることによ</p>

	<p>って、自治基本条例について非常にわかりやすくなると思います。</p> <p>ただ、同封することでどれだけアンケートの回答に反映されてくるのかなと思っています。</p> <p>先ほど工藤委員からも意見がありました、送られてきた封筒を開けて、31項目の設問があったときに手軽にアンケートを返そうという気持ちになるか心配です。</p> <p>また、今回は、時間的に余裕がないのですが、設問数を精査し、もっと単純でわかりやすい質問にしたほうがいいのかと思いました。</p> <p>また、アンケート冒頭の枠内ですが、ここの文言については、工藤委員と同じで、これを見たときに、「アンケートに答えよう。ちょっと協力しよう」という気持ちになれるような、やさしいといいますが、ビビッとくるような言葉、それこそ工藤委員からあった「やさしいまちづくり」というようなニュアンスの言葉が入ると良いと思いますので、藤本委員長よろしくお願いします。</p> <p>最後に、7ページ目の問27についてですが、防災、減災の意識の向上についての設問は、これからの江別市、それこそ地球上すべてに関わる災害が最近増えていると思うので、良い設問と思います。</p>
藤本委員長	<p>発言4点のうち、2点が感想、コメント等として受け止めました。</p> <p>1つ目が今回のパンフレットやリーフレットを同封することで、市民にしっかり伝わった上での回答に繋がることを期待しているということ。</p> <p>2つ目は、問27に関しては、非常に重要な設問なので、こういう項目出しを含めてしっかりとアンケートで把握されようということについては、評価しているということでしょうか。</p>
星副委員長	<p>はい。</p>
藤本委員長	<p>3つ目として、このアンケートの冒頭の枠内の説明について、すべての表現を入れ替えること、作り直すことは少し難しいかもしれませんが、私と事務局でしっかりと市民の方に協力していただけるような気持ちを込めた表現、そういうニュアンスが伝わるよう、修正の調整を図らせてください。</p> <p>4つ目の設問数が多いというのは、そのとおりなのですが、各条文、条例に紐づいた設問にしようと思うと、どうしてもこうなってしまう。</p> <p>ここは委員長としての提案なのですが、これから“これが要らないとか、これはまとめられる”というようなことを検討するのも時間を要しますし、結論が出にくいので、今回のアンケート調査結果と前回(令和2年度)の結果を比較しながら、回答の傾向が変わらないとか、80パーセント90パーセントが同じ選択肢を選んでいるようなことが明らかになった段階で、この設問は優先度があまり高くない、若しくは答えが予想できるというような評価を、次回(4年後の検討)以降に向けて反映することで、よろしいでしょうか。</p>
星副委員長	<p>そのようにお願いします。</p>

藤本委員	<p>そのように進めたいと思います。</p> <p>一通り、意見をいただきましたが、そのほか言い忘れたことや聞きそびれたことはありませんか。</p>
本間委員	<p>3つほど追加で質問させてください。</p> <p>1つ目は、アンケートの冒頭にある枠で囲まれている文章ですが、アンケートが送られてきて最初に目がつくのが依頼文だと思いますので、依頼文に枠内の文章を移して、つまり別紙にすることで、負担感が軽減されるのではないのでしょうか。</p> <p>2つ目は、用語の説明はアンケート本体に載せてもよいが、条文は別紙にするなど、可能な限り設問のみにしたほうがよいと思います。なぜかという、設問の近くに条文の説明があると、“知っている”“知らない”について純粋なデータが取れないと思うからです。</p> <p>3つ目は、アンケート調査の冒頭部分に“このアンケートはすべて回答終わるまでに回答時間はおよそ10分です”とかの目安の時間を入れると回答しやすくなると思います。</p>
藤本委員長	<p>ただ今の意見のうち、1つ目の冒頭にある文章を別紙にすることや、2つ目のレイアウトが変わることによって、ページ数も増えたり、印刷枚数が増えたりすることで、紙代や郵送料が増えることも考えられると思います。</p> <p>また、別紙にすることで枚数が増え、他の同封物もあることを考えると、別紙にしたことで見てもらえない可能性もあるのではないのでしょうか。</p> <p>3つ目の回答時間については、およその時間を記載することによって回収率が上がると思います。</p>
本間委員	<p>レイアウトを統一してはどうでしょうか。</p> <p>アンケート用紙を見ていると設問と設問との間に、枠で囲まれた自治基本条例の抜粋がありますが、その場所に統一性がなく見づらいと思いますので、例えばすべて左上のページに移動すると見やすくなると思います。</p>
藤本委員長	<p>確かにレイアウトを統一すると見やすくなります。一方で、アンケート自体のページ数が増えることも危惧されます。普段、アンケート調査や統計を取られている小内委員はどのように考えますか。</p>
小内委員	<p>私もよくアンケート調査を作成いたしますが、まず、アンケートが8ページに収まる設問数に関しては、一般的にはこのくらいが許容範囲と言われています。</p> <p>私が行うアンケート調査はもっと設問数が多いけれども、回答率は、前回(令和2年度)行った、三十数パーセントより10ポイント程度上です。</p> <p>上となっている理由は、アンケート調査の際、1回は督促のはがきを送っているためと思いますが、設問数については現状で問題ないと思います。</p>

	<p>条文が設問と設問の間にあることについては、実際は読まなくても答えられると思いますので、どちらにも対応できるように、条文をまとめて最後の方のページに記載すれば、アンケートだけの掲載になり、レイアウトも整えやすくなると思います。</p>
藤本委員長	<p>そういう方法もありますね。本間委員は、この方法についてどう考えますか。</p>
本間委員	<p>条文などを後ろのページに集約する方法でもいいと思います。</p>
藤本委員長	<p>事務局の意見はありますか。</p>
事務局 (中住参事)	<p>条文などを後ろにまとめる場合、レイアウトはすっきりと読みやすい反面、条文を見るためにページをめくらないといけない。 一方、設問の間に挟む場合は、上から順に読めばよいため手戻りがない反面、レイアウトが見にくいという、それぞれ一長一短があると思います。</p>
藤本委員長	<p>石垣委員どう思いますか。</p>
石垣委員	<p>どちらも決めがたい。例えば設問の間に挟む場合は、枠内に記載されている条文の行間を狭くしたら、読み飛ばしやすくなるため、読む人も読まない人もどちらにも対応できるし、レイアウトも調整しやすくなると思います。</p>
藤本委員長	<p>成田委員はどうお考えですか。</p>
成田委員	<p>難しいですね。好みもあるし、それぞれ一長一短があると思います。</p>
藤本委員長	<p>アンケートを実施して、その集計結果を当委員会の検討材料として使用するためには、送付を早めに行う必要があります。皆様からたくさんの意見がでましたが、いただいていた意見をすべて反映させてからアンケートを行うことは、時期から考えて厳しいと思いますが、いただいた意見をなるべく反映させるように私と事務局との間で調整することで、一任していただけますか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤本委員長	<p>それでは、アンケートは以上として、次に議事(3)提言書を踏まえた市の取組について事務局より説明願います。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>最初に「参考資料4」をご覧ください。 これは、前回(令和2年度)、3回目となる自治基本条例の検討の際に、当時の検討委員会から提出いただいた提言書です。 次に、「資料5」をご覧ください。</p>

	<p>「参考資料4」の前回(令和2年度)検討委員会からの提言内容と、これを受けて市が行った取組などを一覧にまとめたものです。</p> <p>当委員会における今後の議論のなかで、4年前の提言やこれを受けての現在の状況などを確認する際の資料として、使用することを想定しています。</p> <p>そのため、詳細な説明は、次回以降と考えておりますが、表の見方についてのみ、説明させていただきます。</p> <p>3ページの表の上段、「第4章 市長及び職員」の行をご覧ください。</p> <p>左の列は、提言の要旨を記載しておりますが、「『市民の信託』という表現の定義を、解説書の中で説明すること」という提言がありました。</p> <p>この提言に対する市の取組は、中央の列に記載のとおり、解説書をわかりやすい表現になるよう改訂しました。</p> <p>この提言と市の取組に関連する事例を右側の列に記載しており、「定例記者発表による情報提供」や「職員研修の実施」「未来づくり懇談会」など、第11条に関連する市の取組を記載しています。</p> <p>なお、表内にある【 】の表記は、本日配布した参考資料の掲載場所を示したものです。</p> <p>後日、参照いただき、今後の検討の参考にいただければと思います。</p>
藤本委員長	<p>事務局から説明がありましたが、提言書を踏まえた市の取組について、質疑等ありますか。</p> <p>(なし)</p>
藤本委員長	<p>次に、次第「7 その他」について何かありますか。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>事務局から確認事項と連絡事項があります。</p> <p>まず、確認事項ですが、本日欠席の中井委員から、事前に、追加の資料として、第7次江別市総合計画の冊子と、前回(令和2年度)の提言後に行われた意見公募(パブリックコメント)においてどのような意見が出たかがわかる資料の要望がありました。</p> <p>事務局としては、第7次総合計画の冊子は、自治基本条例の検討の中で総合計画についての条項があるため、その検討の際に資料として配布することとし、意見公募(パブリックコメント)の結果は、次回の検討委員会の資料として配付することとしたいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局 (工藤主査)	<p>次に、連絡事項ですが、次回の委員会の日程は7月上旬を予定しています。近くなりましたら、メールで日程調整を依頼いたします。</p> <p>また、本日使用した「参考資料1」と「参考資料4」につきましては、今後の当委員会の検討にかかわることから、次回以降の会議にも持参願います。</p>

藤本委員長	ほかにありますか。
本間委員	アンケートの続きになりますが、WEBアンケートのレイアウトについても先ほどの意見と同じように見やすさを重視したほうが良いと思います。
藤本委員長	市役所で使っている回線は、個人情報保護などの関係からいろいろな制約があり、使用するWEBフォームも決まりがあるので、見やすさを重視ということには難しい面もあるかと思います。
事務局 (工藤主査)	後ほど、本間委員には、試験的にWEB上にあるアンケートを見ることができるQRコードを用意いたしますので、これでご覧いただきたいと思います。
藤本委員長	ほかに無ければ、本日は以上で終了したいと思いますのですが、よろしいですか。 (異議なし)
藤本委員長	第1回江別市自治基本条例検討委員会を閉会します。 ありがとうございました。

以上